

## 声明

2020年12月25日 防衛大人権侵害裁判 原告・弁護団

元防衛大生の原告が、在学中、学生間指導の名の下に加えられた暴力等に対して国に賠償責任を求めた裁判（令和元年（ネ）第785号）で、福岡高裁は12月9日、逆転勝訴判決を言渡しておりましたが、国が上告を断念し、同月24日に確定しました。

同裁判の福岡地裁への提訴は、2016（平成28）年3月18日でした（平成28年（ワ）第889号）。初めから加害学生個人の不法行為責任と防衛大の安全配慮義務違反の責任の両方を認めさせることを目標にし、前者の判決は2019（平成30）年2月5日に言い渡され、被告8名のうち7名の責任が認められ、被告らは控訴せず確定しました。

これに対し、2019（令和1）年10月3日に言い渡された後者の判決は、請求棄却の不当判決でした。そこで、直ちに控訴し、福岡高裁に係属していました。

今回の画期的な高裁判決は、防衛大の安全配慮義務について、学生間指導により学生にとって具体的な危険が発生する可能性がある場合には、この危険の発生を防止する具体的な措置を講ずべき義務も含まれるとし、具体的危険の予見を狭く厳格に求めた福岡地裁判決とは違い、義務内容をより広く捉えた判断をしています。その上で、防衛大は、学生間指導の実態を具体的に把握する必要があるのに、その意識を欠き、実態の把握のために調査等の措置を講じていなかったなどと断じています。前提として防衛大における私的制裁等不祥事の多発も認めています。

安全配慮義務に対する上記解釈は、最高裁判例（最判平成12年3月24日）を踏まえるものではありませんが、本件における被害者の人（格）権侵害の深刻さと防衛大の責任の大きさを重く捉え、被害の防止と救済に大きく歩を進める解釈適用を行なったものと評価することができます。国が上告を断念せざるを得なかったのは当然です。

しかしながら、判決確定によっても、今も続く原告の心身の被害そのものが回復されるものではありません。

また、原告が裁判を通じて求めてきた、防衛大からの① 謝罪、② 再発防止に対する具体的取り組み、③ ②に関する報告（継続的な検証）については、判決後も、防衛大の側から何らの対応も表明もありません。このことは極めて遺憾です。原告自ら、一昨日のコメントでも「防大には是非この判決結果を機に防大の体質改善を約束して欲しいし、変わらないことには今までの苦労も報われません。」と訴えています。

原告と弁護団は、共に、国（防衛省、防衛大）に対し、確定した高裁判決を真摯に受け止めている証として、上記①②及び③の実行を引き続き強く求めていく決意です。

以上